(介護予防) 特定施設入居者生活介護

運営規程

介護付有料老人ホーム アトラス高木

第1条 (事業の目的)

この規程は、松山市指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所の「介護付有料老人ホーム アトラス高木」(以下、「ホーム」という。)が(介護予防)特定施設入居者生活介護事業の運営を行うに当たって、特定施設入居者生活介護利用契約(以下、「利用契約」という。)の第3条の規程により、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用契約を締結する要介護者又は要支援者の認定を受けた入居者(以下、利用者という。)がホームにおいてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条 (運営の方針)

ホームは、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話、個別機能訓練、通院時及び退院後の療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。

- 2 ホームが提供する(介護予防)特定施設入居者生活介護(以下、「サービス」という。) は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用 者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の(介護予防)特定施設サービス計画を作成し、利用者の 同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

第3条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

管理者 1名(常勤)

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

医師 1名(非常勤)

利用者の診察と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

生活相談員 2名(常勤)

利用者の生活相談、指導に関すること。

看護職員 2名(常勤) 1名(非常勤) 利用者の看護、保健衛生に関すること。

機能訓練指導員 2名(常勤2名)

利用者の機能訓練、指導に関すること。

介護職員 20名(常勤12名、非常勤8名)

利用者の日常生活の介護に関すること。

計画作成担当者 1名(常勤)

利用者の計画作成、(介護予防)特定施設入居者生活介護に関す

ること。

栄養士 1名(非常勤)

献立の作成、栄養の計算、調理指導に関すること。

調理員 1名(非常勤)

利用者の食事の調理に関すること。

事務職員 1名(非常勤)

事務職員は、必要な事務を行う。

第4条 (入居定員及び居室数)

入居定員は29名、居室数29室とします。

全室介護居室とします。

第5条 (サービスの内容)

ホームが提供するサービス内容は以下のとおりとします。

- 一 生活指導(相談、助言、援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス (入浴介助、特浴介助、清拭、排泄介助、オムツ交換、食事等の 介助、移動介助、更衣介助)
- 四 健康状態の確認 (保健医療サービス、その他健康保持のための措置)
- 五 レクリエーション等を含むその他の福祉サービス
- 六 通院介助

第6条 (利用料及びその他の費用の額)

要介護認定等	介護給付費	介護給付費の額	1割負担	2割負担
	(単位/日)	(円/目)	(円/30 日)	(円/30 目)
要支援1	183	1, 830	5, 960	10,980
要支援2	3 1 3	3, 130	9, 390	18,780
要介護1	5 4 2	5, 420	16, 260	32, 520
要介護2	6 0 9	6,090	18, 270	36, 540
要介護3	6 7 9	6, 790	20, 370	40,740
要介護4	7 4 4	7, 440	22, 320	44,640
要介護 5	8 1 3	8, 130	24, 390	48, 780

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	サービス費と加算の合計に 12.2%乗じた数	
夜間介護体制加算	270 円	
医療機関連携加算	100円	

費目	料金
家賃	34,000円(トイレなし)・40,000円(トイレあり)/月
敷金	なし
食費	朝400円 昼600円 夕600円 /日
光熱水費	9,000円 /月
その他のサービス利用料	理容カット 1,000円 等 1回
おむつ代	自費

第7条 (ホームの利用に当たっての留意事項)

ホームの利用に当たっては、管理規程の内「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

第8条 (緊急時における対応)

- 1 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。
- 2 緊急医療を要する場合には、医療機関で治療を受けていただき、医療費は健康保 険の適用を受けていてだきます。
- 3 緊急時の付き添い、入院時の移送はさせていただきます。

第9条 (非常災害対策)

風水害、地震等の非常災害に備え、非常災害対策計画を作成し、ホームの見やすい場所に掲示するとともに定期的に地域の協力機関と連携を図り、利用者参加のもと避難訓練等を行います。

- 2 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防火設備は法令に準 拠しています。
- 3 非常災害が発生した場合、ホームは非常災害対策計画に従い、利用者の避難等に ついて適切な処置を講じます。

第10条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所はご利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講ずる ものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- 3 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- 4 成年後見制度の利用促進
- 5 苦情解決体制の整備
- 6 前5事項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

第11条 (その他運営に関する重要事項)

その他運営に関する重要事項として、ホームでは利用契約において事業者の守秘 義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行いま す。

- 2 この規定に定める事項の他に、サービスの提供について重要な事項が生じた場合 には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の 解決に当たります。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の 理解を得るよう努めます。
- 4 諸記録を整備しその完結の日から5年間保管します。

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行します。

- 改正 平成29年 7月 1日
- 改正 平成29年 7月20日
- 改正 平成29年 9月 1日
- 改正 平成29年11月 1日
- 改正 平成30年 4月 1日
- 改正 平成30年10月15日
- 改正 令和 元年 5月10日
- 改正 令和 元年 10月1日
- 改正 令和 2年 2月 1日
- 改正 令和 2年 6月 1日
- 改正 令和 3年 1月 1日
- 改正 令和 3年 4月 1日
- 改正 令和 3年 9月 1日
- 改正 令和 4年 8月 1日
- 改正 令和 5年 10月1日
- 改正 令和 5年 11月1日
- 改正 令和 6年 5月 1日